3　食品添加物	「添加物」の文字の次に、又は原材料名の欄に原材料名と明確に区分して、食品表示基準第３条第１項の表の添加物の項の規定に従い表示すること。		⑵　食品添加物にあっては、食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）の定めるところにより表示する。			量を、甲殻類水煮及び食用に供する前に通常廃棄される液汁を含むものにあっては、固形量を示すこと。		常廃棄される液汁を含むものにあつては、固形量を示すこと。
4　原料の配合の割合	⑴　水産物又は畜産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたものにあっては、表示固形量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。		3　原料の配合の割合	⑴　水産物又は畜産物に野菜を配合し、しようゆ、砂糖等で味付けしたものにあつては、表示固形量に対する水産物又は畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。 ⑵　ベビーフードにあつては、表示内容量に対する畜肉又は魚肉の重量の割合を百分比で示すこと。				⑵　内容量の表示単位は、グラム、キログラム又はｇ、kgで示すこと。
	⑵　前項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあっては、規則で定める基準に従って示すこと。			⑶　前二項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあっては、規則で定める基準に従って示すこと。	7　原産国名	輸入品にあっては「原産国名」の文字の次に原産国名を表示すること。		
5　原料原産地名（輸入品を除く。）	「原料原産地名」の文字の次に、又は原材料名の欄に対応する原材料名の次に括弧を付して、食品表示基準第３条第２項の表の原料原産地名の項の規定に従い表示すること。				8　事業者の氏名又は名称及び住所	事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示すること。	5　事業者の氏名又は名称及び住所	製造業者にあつては、住所及び氏名若しくは名称を、販売業者にあつては、住所及び氏名若しくは名称並びに販売業者である旨を示すこと。
					9　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	食品表示基準第３条第１項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の規定に従い表示すること。		
					10　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量	食品表示基準第３条第１項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。）の量及び熱量の項の量及び熱量の規定に従い表示すること。		
6　内容量又は固形量及び内容総量	食品表示基準第３条第１項の表の内容量又は固形量及び内容総量の規定に従い表示すること。ただし、充てん液を加えたものであって、固形物と液汁が分離するものにあっては、固形量及び内容総		4　内容量	⑴　内容量又は内容総量で示すこと。ただし、水を加えたものであつて、固形物と液汁が分離するものにあつては、固形量及び内容総量を、甲殻類水煮及び食用に供するまえに通	11　消費期限又は賞味期限 12　保存方法	消費期限又は賞味期限を表す文字を示すこと。 製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で	6　賞味期限又は消費期限 7　保存方法	賞味期限又は消費期限を表す文字を示すこと。 製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で